

「指定介護老人福祉施設」入居契約書

**特別養護老人ホーム森の園入居契約書**

◆◇ 目 次 ◇◆

**第一章 総則**

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条 (施設サービス計画の決定・変更)
- 第3条 (介護保険給付対象サービス)
- 第4条 (介護保険給付対象外のサービス)

**第二章 サービスの利用と料金の支払い**

- 第5条 (サービス利用料金の支払い)
- 第6条 (利用料金の変更)

**第三章 事業者の義務等**

- 第7条 (事業者及びサービス従事者の義務)
- 第8条 (守秘義務等)

**第四章 契約者の義務**

- 第9条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

**第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)**

- 第10条 (損害賠償責任)
- 第11条 (損害賠償がなされない場合)
- 第12条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

**第六章 契約の終了**

- 第13条 (契約の終了事由)
- 第14条 (契約者からの中途解約等)
- 第15条 (契約者からの契約解除)
- 第16条 (事業者からの契約解除)
- 第17条 (契約の終了に伴う援助)
- 第18条 (契約者の入院に係る取り扱い)
- 第19条 (居室の明け渡し－精算－)
- 第20条 (残置物の引取等)
- 第21条 (一時外泊)

**第七章 その他**

- 第22条 (苦情処理)
- 第23条 (協議事項)

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人 愛信会(以下「事業者」という。)は、契約者が特別養護老人ホーム 森の園(以下「ホーム」という。)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条(契約の目的)

- 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容(ケアプランを含む)(以下「施設サービス計画」という。)は、別紙に定めるとおりとします。
- 契約者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

### 第2条(施設サービス計画の決定・変更)

- 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 施設サービス計画は、介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 事業者は、3ヶ月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### 第3条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

### 第4条(介護保険給付対象外のサービス)

- 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
  - 契約者に対する理美容サービス
  - 別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理(金銭管理は除く)
  - 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 前項の他、事業者は、生活費、複写物の交付のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### 第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に記載された割合率を乗じた額）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は食事代（日額1,445円）と居住費（従来型個室：日額1,231円及び、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月20日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

### 第6条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金及び前条第3項に定める食事代及び居住費の自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金（食事代及び居住費の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第三章 事業者の義務等

### 第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保及び個々のプロフィールを大切にし、より家庭的な生活を配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について具体的な内容等を記録、作成し、その完結の日から5年間保管し、契約者もしくはその代理人の申出に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

## **第8条（守秘義務等）**

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第17条に定める契約者の円滑な退居のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

## **第四章 契約者の義務**

### **第9条（契約者の施設利用上の注意義務等）**

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内にて、必要な対応をとることを認めるものとします。但し、その場合事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、ホームの施設や設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

## **第五章 損害賠償（事業者の義務違反）**

### **第10条（損害賠償責任）**

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに行うものとします。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については記録するものとします。

## **第 11 条（損害賠償がなされない場合）**

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を負いません。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

## **第 12 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）**

事業者は、本契約の有効期間中、地震他の天災、その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## **第六章 契約の終了**

### **第 13 条（契約の終了事由）**

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援、要介護 1 又は要介護 2（平成 27 年 3 月 31 日以前からの入所の方は除きます。）と判定された場合。ただし、要介護 1 又は要介護 2 の場合、やむを得ない事情による特例的に入所が認められる場合があります。
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

### **第 14 条（契約者からの中途解約等）**

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、第 6 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第 5 条第 5 項の規定は、本条に準用されます。

## **第 15 条（契約者からの契約解除）**

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 8 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐がある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## **第 16 条（事業者からの契約解除）**

事業者は、契約者が以下の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 5 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者が連續して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 五 契約者が介護老人保健施設等に入居した場合

## **第 17 条（契約の終了に伴う援助）**

本契約が終了し、契約者がホームを退居する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設入居等の相談
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者への相談

## **第 18 条（契約者の入院に係る取り扱い）**

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3 か月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入居できるものとします。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入居生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- 2 契約者が病院又は診療所に入院した日の翌日から当該月 6 日間（当該入院期間が月をまたがる場合は最大で連続 12 日）を限度に、契約者は別に定める料金表に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払

うものとします。但し、入院期間が6日（入院日・退院日を除く）（月をまたがる場合は最大で連続12日）を超える場合には、契約者は所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。但し、居住費について入院期間中も引き続き居室を確保する場合は事業者に支払うものとします。

## 第19条（居室の明け渡し－精算－）

- 1 契約者は、第13条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第9条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第17条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第5条第5項を準用します。

## 第20条（残置物の引取等）

- 1 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。特に定めのない場合は、身元保証人に残置物引取人となっていただきます。
- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3 契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。  
但し、契約者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡すものとします。  
但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は残置物引取人の負担とします。
- 5 事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

## 第21条（一時外泊）

- 1 契約者は、事業者の同意を得た上で、外泊することができるものとします。
- 2 前項に定める外泊した日の翌日から当該月6日間（当該外泊期間が月をまたがる場合は最大で連続12日）を限度に、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

## **第七章 その他**

### **第 22 条（苦情処理）**

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### **第 23 条（協議事項）**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

# 「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

## 特別養護老人ホーム森の園重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(愛媛県指定 第3871000265号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。ただし、要介護認定が3以下の場合でも特別な事由がある方についての入居は可能です。

### ◆◆ 目 次 ◆◆

1.施設経営法人.....	9
2.ご利用施設 .....	9
3.居室の概要 .....	10
4.職員の配置状況.....	10
5.当施設が提供するサービスと利用料金.....	11
6.医療的ケアの取り組みについて.....	14
7.施設を退居していただく場合(契約の終了について).....	15
8.身元保証人 .....	17
9.残置物引取人.....	17
10.苦情の受付について.....	17
11.事故発生時の対応.....	18

### 1.施設経営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 愛信会
(2) 法人所在地	愛媛県伊予市森甲440番地1
(3) 電話番号	089-982-7474
(4) 代表者氏名	理事長 柳澤きく子
(5) 設立年月	平成13年7月25日

### 2.ご利用施設

- (1)施設の種類  
(2)施設の目的

指定介護老人福祉施設/ 愛媛県3871000265号 平成14年5月2日指定  
要介護状態になった場合においても、その入居者が可能な限りその居宅  
における生活への復帰を念頭におき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の  
日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能  
力に応じ自立した家庭的な日常生活を営むことができるようすることを目的  
とする。

(3)施設の名称	特別養護老人ホーム 森の園
(4)施設の所在地	愛媛県伊予市森甲440番地1
(5)電話番号	089-982-7474
(6)施設長(管理者)氏名	柳澤 勘一郎
(7)運営方針	

- ①施設は、サービスの提供に当たって、入居者の意思及び人格を尊  
重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努め、入居者  
との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、入居者の主体性  
の尊重とその家族との交流を目指すものとする。  
②施設は、その運営にあたって、地域住民又はボランティア活動等の  
連帯及び協力をすることにより、地域との交流に努めるものとする。

(8) 開設年月  
(9) 入居定員

平成14年5月2日  
50人

### 3. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	50室	
合計	50室	
食堂	6室	
機能訓練室	6室	エアマッサージチェア・平行棒
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族との協議の上決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項

全室個室、トイレ・洗面台・タンス・ベット・床頭台 完備

居室の定員は1人とするが、プライバシーに配慮することで4人以下とすることができます。

### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種及び員数	生活相談員		介護職員		看護職員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
介護老人福祉施設等常勤(人) 従業人数		2		34	1	3
非常勤(人)				4		
常勤換算後の人数(人)	1.0		23.1		3.1	
短期入所生活介護常勤(人) 等従業人数		2		33		3
非常勤(人)				4		
常勤換算後の人数(人)	0.8		8.8		0.6	
従業者の職種及び員数	医師		管理栄養士		機能訓練指導員	調理員その他の従業者
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
介護老人福祉施設常勤(人) 等従業人数			1		1	
非常勤(人)	1				委託	
短期入所生活介護常勤(人) 等従業人数			1		1	
非常勤(人)	1				委託	

※本体施設の入所定員は50人、(介護予防)短期入所生活介護施設の定員は、20人とする。

※従業者の員数の算定に係る利用者は前年度(又は直近6ヶ月)の平均値とする。

※夜間は、介護職員又は看護職員4名、宿直員1名とする。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制		
1. 医師(嘱託医)	毎週水曜日 13:30~16:30		
2. 介護職員・看護職員 機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出①… 7:00~16:00 1名 早出②… 7:30~16:30 日勤①… 8:00~17:00 1名 日勤②… 8:30~17:30 遅出①… 9:30~18:30 1名 遅出②… 10:00~19:00 夜勤 … 17:00~10:00 1名		
			計4名
			※各ユニット

## 5.当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

利用料金の大部分（介護保険負担割合証に記載された割合を差引いた額）が介護保険から給付されます。下記に主なものを記載しておりますが詳細は別紙利用料金表をご覧下さい。

<サービスの概要>

### ① 食事

- 当施設では、管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間）

朝食 8:00～9:00　　昼食 12:00～13:00　　夕食 17:30～18:30

### ② 入浴

- 入浴又は清拭を週2回以上行います。ご希望に応じ（月～土）いつでもご利用いただけます。
- 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

### ③ 排泄

- 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

### ④ 機能訓練

- 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

### ⑤ 健康管理

- 医師や看護職員が、健康管理を行います。

### ⑥ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：介護保険負担割合証に記載された割合）をお支払い下さい。

### ■従来型個室利用料金

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者ご本人の要介護度とサービス利用料金	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	589円	659円	732円	802円	871円
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	1日につき 36円				
夜間職員配置加算（Ⅰ）	1日につき 22円				
看護体制加算（Ⅰ）	1日につき 6円				
看護体制加算（Ⅱ）	1日につき 13円				
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月における総利用単位数×14%				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき 22円				
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき 18円				
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき 6円				

※ 日常生活継続支援加算とサービス提供体制強化加算はどちらかしか算定できない。

## ○その他介護給付サービス加算

1. 初期加算	ご利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算致します 1日につき 30円
2. 入院・外泊時費用	ご利用者が入院及び外泊をされた場合に月に6日を限度として加算致します。 月を跨る時は最大12日まで算定する。 1日につき 246円
3. 若年性認知症入所者受入加算	初老期における認知症(特定疾病)によって要介護状態となった入所者に対し施設サービスを行った場合 1日につき 120円
4. 療養食加算	医師の指示(食事せん)に基づく療養食を提供した場合 1回につき 6円
5. その他の加算	褥瘡マネジメント加算・排せつ支援加算・看取り介護加算など ※別紙利用料金表参照

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。(これらの利用料金は1割負担の場合で計算されたものであり、2割負担や3割負担の方についてはそれぞれ2倍3倍の料金となります。)

※その他、退所時等に関して相談・援助を行った場合や看取り介護を行った場合、別途加算されます。

小数点以下について、端数の処理により多少の前後がありますのでご了承ください。

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。下記に主なものを記載しておりますが詳細は、別紙利用料金表をご覧下さい。

#### <サービスの概要と利用料金>

##### ① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

当施設では1日あたり1,445円ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額(1日当たり)のご負担となります。

認定証の発行を受けている方				認定証の発行を受けていない方
第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)	第4段階
300円／日	390円／日	650円／日	1,360円／日	1,445円／日

※おやつ、特別な行事食を含んだ金額となっております。

##### ② 居住に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)として1日当たり1,231円を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額(1日当たり)のご負担となります。

※ご利用者が入院又は外泊をした場合にも、ご負担して頂きます。但し、居室を他の利用者の為に使用させて頂く場合には居住費は頂きません。

認定証の発行を受けている方			認定証の発行を受けていない方
第1段階	第2段階	第3段階(1)・(2)	第4段階
380円／日	480円／日	880円／日	1,231円／日

##### ③ その他日常生活に要する費用

生活費(教養娯楽費)	実費	クラブ活動・各種行事における材料費・写真等
生活費(健康管理費)	実費	インフルエンザ予防接種等の費用 病院受診料・お薬代
理美容代	1,500円	業者に委託
生活費(他の日常生活費)	実費	各種個人使用品 ※別紙料金表参照

##### ④ 特別な食事(お酒を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。 利用料金: 要した費用の実費

## ⑤ 管理代行

当施設での社会生活を円滑に行っていただくために、入所の際に次のものを利用者及びご家族に代わって保管させていただきます。

- ・介護保険被保険者証
- ・介護保険負担割合証
- ・介護保険負担限度額認定証
- ・後期高齢者医療被保険証、国民健康保険被保険者証
- ・重度心身障害者医療受給者証
- ・身体障害者手帳
- ・難病(特定疾患)医療受給者証
- ・印鑑
- ・その他、公的負担控除証など

## ⑥ 貴重品の管理

金銭管理に関してはご家族の方に管理していただきます。やむを得ない場合は当施設にて管理いたしますのでお申し付けください。ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下のとおりです。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
  - ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
  - ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
  - ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

## ⑦ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。  
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例>

### i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	
1月	1日ーお正月	(おせち料理をいただき、新年をお祝いします。)
2月	3日ー節分	(施設内で豆まきを行います。)
3月	3日ーひなまつり	(おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。)
4月	上旬ーお花見	

※季節に応じた家庭的な行事を各ユニットで計画しています。

### ii) クラブ活動

書道、茶道、華道等（材料代等の実費をいただきます。）

## ⑧ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

## ⑨ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

洗濯代、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

## ⑩ 契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の 要介護度別料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,890円/日	6,590円/日	7,320円/日	8,020円/日	8,710円/日

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算してご請求致します。原則として自動引き落しさせていただきます。又、ご都合にて銀行振り込みをご希望される場合はお申し付け下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

### (4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

#### ① 嘱託医

医療機関の名称	友澤外科（友澤 哲男）
所在地	伊予郡松前町北黒田173-1
診療科	外科

#### ② 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人誠志会 砥部病院
所在地	伊予郡砥部町麻生40番地1
診療科	内科・脳神経外科・心療内科 眼科・整形外科・皮膚科など

#### ③ 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人尚温会 伊予病院
所在地	伊予市八倉906番地5
診療科	内科・循環器内科・リハビリテーション科・麻酔科など

#### ④ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	新歯科
所在地	伊予市米湊安広821-9

## 6. 医療的ケアの取り組みについて

当施設では厚生労働省の通知「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取り扱いについて」(平成22年4月1日医政発0401第17号厚生労働省医政局長通知)を受け、利用者様に対する以下の一部の行為を配置医、看護職員指示の下、看護職員と介護職員が共同して実施する方針としております。これらのケアは、特別養護老人ホームにおける他の医療的なケアと比べ、医療関係者との連携・協働の下では相対的に危険性が低いとされており、また、施設内においても介護職員への研修体制の整備、配置医による看護職員・介護職員への指導実施、「医療的ケア連携委員会」において実施状況の把握や研修内容の見直しを定期的に行うなど、利用者様の安全確保に向けて最善を尽くしてまいります。

看護職員と介護職員が協働して実施するケアの範囲は以下のとおりです。

- ① 口腔内（咽頭の手前まで）のたんの吸引
- ② 胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）

## 7.施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくことになります。（契約書第13条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者的心身の状況が自立又は要支援、要介護1又は要介護2（平成27年3月31日以前からの入所者及び特例入所者は除きます）と判定された場合（詳細は以下（1）をご参照下さい。）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下（2）をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下（3）をご参照下さい。）

（1）要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方についての特例入所に該当する要件（契約解除）（契約書第13条参照）  
要介護1又は2へ変更となった場合、以下の事項に該当しない場合は当施設から退居していただくことがあります。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状若しくは行動又は意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害、精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状若しくは行動又は意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯、同居家族が高齢又は病弱である等により家族などによる支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

※ 上記の項目に該当していても介護保険の保険者である市町村と当施設の間で協議を行った結果、特例入所と認められない場合にも退居となります。

（2）ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設へ退居を申し出ることができます。

その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）  
以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設等に入居した場合

\* 契約者が病院等に入院された場合の対応について\*（契約書第18条参照）

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、次のとおりです。

- ① 検査入院等、6日以内（入院日・退院日を除く）の短期入院の場合  
6日（入院日退院日を除く）以内に退院された場合は、退院後再び施設入居することができます。  
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。  
1日あたり 246円
- ② 入院日と退院日を除く6日間以上3ヶ月以内の入院の場合  
3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。  
1回の入院が月をまたがる場合には、最大で12日分まで所定の利用料金をいただきます。  
1日あたり 246円
- ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

(4) 円滑な退居のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 8. 身元保証人

身元保証人の主な責任は以下のとおりです。

- ① 事業者に対する経済的債務
- ② 入院等に関する手続き、費用負担
- ③ ご契約者が死亡した場合のご遺体及び残置物のお引受等
- ④ 面談、その他ご利用者に関して必要と思われる事項

※身元保証人が役割を果たせなくなった場合には、新たな身元保証人を立てて頂きます。

## **9.残置物引取人** (契約書第 20 条参照)

入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

## **10.提供するサービスの第三者評価の実施状況**

未実施

## **11.苦情の受付について** (契約書第 22 条参照)

### (1) 当施設における苦情解決責任者及び受付窓口

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 施 設 長 柳澤 勘一郎

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名] 看護職員 城戸 雅江

介護士・介護支援専門員 藤江 邦彦

○受付時間 每日 24 時間

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

伊予市役所介護保険担当課 伊予市米湊 820 /TEL 089- 982- 1111 FAX 089- 983- 3681

松前町役場介護保険担当課 伊予郡松前町筒井 631 /TEL 089- 985- 4115 FAX 089- 984- 8951

松山市役所介護保険担当課 松山市二番町四丁目 7 番地 2 /TEL 089- 948- 6949 ・ 089- 948- 6593

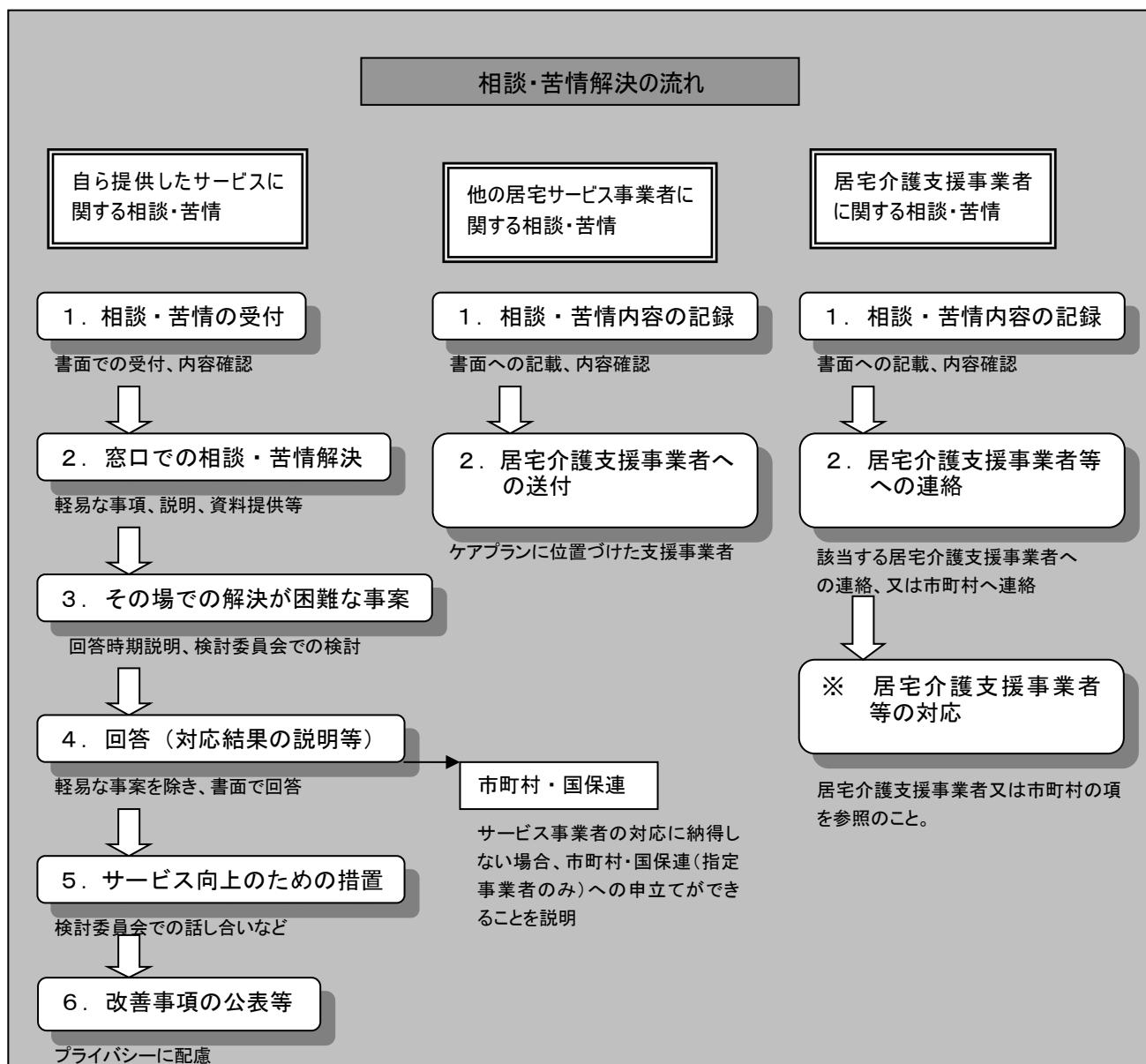
内子町役場保健福祉課 内子町平岡甲 168 番地 /TEL 0893- 44- 2111 FAX 0893- 44- 4116

大洲市役所高齢福祉課 大洲市大洲 690 番地の 1 /TEL 0893- 24- 1111 FAX 0893- 24- 2228

国民健康保険団体連合会 松山市高岡町 101- 1 /TEL 089- 968- 8800 FAX 089- 965- 3800

愛媛県社会福祉協議会(救急委員会) 松山市持田町三丁目 8-15 /TEL 089- 998- 3477 FAX 089- 921- 8939

## 【居宅サービス事業者・介護保険施設の相談・苦情解決の流れ】



## 12.事故発生時の対応および損害賠償 (契約書第10条、第11条参照)

- (1) ご契約者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかにご契約者の保証人等関係者に連絡を行うとともに、その状況に応じて、市町村等関係機関へ報告するなど、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、当施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、当施設に過失がない場合にはこの限りではありません。
- (3) 当該事故発生につき利用者に故意または過失が認められる場合は、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることができます。

※ この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1.施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階
- (2) 建物の延べ床面積 5,806.55m<sup>2</sup>
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入居生活介護]	平成14年5月2日 指定 愛媛県3871000273号	定員20名
[通所介護]	平成14年5月2日 指定 愛媛県3871000240号	定員35名
[認知症対応型共同生活介護]	平成14年5月2日 指定 愛媛県3871000224号	定員18名
[居宅介護支援事業]	平成14年5月2日 指定 愛媛県3871000257号	
[訪問介護]	平成14年5月2日 指定 愛媛県3871000232号	

### (4) 施設の周辺環境

当施設は、周囲を田畠に囲まれ、西側には伊予灘が望める等、見晴らしの良い景色、静かな自然の中になります。

### 2.職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や服薬管理・療養上の世話等を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。

**介護支援専門員**…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

**医師**…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

**管理栄養士**…ご契約者の給食献立及び給食を行います。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次のとおり行います。（契約書第2条参照）

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画（栄養ケア計画含む）、褥瘡対策に関する計画は3か月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて具体的な内容等を記録、作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の申出に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5.施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

入居にあたり、日常生活に必要であるもの以外は原則として持ち込むことができません。

### (2) 面 会

面会時間 8：30～20：00

来訪者は、必ずその都度、事務所にて面会簿の記入をお願いいたします。

8：30～17：30以外の時間に来訪される場合は、職員通用口から出入りをお願いします。

なお、来訪される場合、危険物の持ち込みはご遠慮ください。

### (3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

### (4) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5（2）①に定める「食事の提供に要する費用」は減免されます。

### (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (6) 噫 煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

# 重度化した場合及び看取りに関する対応について

## 1. 重度化対応についての基本理念

介護福祉施設の医学的管理面において、高まる医療ニーズやリスクを抱えた利用者の増加に伴い、重度化した場合の介護を行うために必要な「医療」「人」「介護」を提供し、具体的には、医療機関との連携を図りつつ短期入所利用者を含め、必要に応じた健康上の管理・看護体制(看護のオンコール体制)、看護・介護職員等の協働によるチームケア体制を実施し、利用者の重度化に対応した介護技術や専門知識により、重度化介護を可能な限り受けが出来るよう努め、これらをもって、利用者の日常生活における「その人らしさ」を大切に、本人並びに家族の意向を最大限に尊重した介護を目指します。

- (1) 利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるように、利用者本位に立った尊厳ある生活を保ち、「生活の質」を高めるケアに努めます。
- (2) 可能な限り当施設での生活が継続できるよう、看護職員を中心に日常の健康管理に留意し、医療的ニーズが生じた場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。
- (3) やむを得ず、当施設での生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、医療機関等(次の)生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。
- (4) 利用者が人道的且つ安らかな終末を迎える権利を保持している観点から、特別養護老人ホーム入居利用者に関しては、“終の棲家”としての施設の役割を最期まで担うべく可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死が迎えられるよう全人的ケアを提供するため、次の重度化対応体制を前提に、別に定める「看取り」体制に沿って対応します。また医療的ケアが必要な方にも安心して入所していただけるよう、本来、医師・看護職員の医療職のみが行うことの出来る医行為の一部を当施設においては必要時に、医師・看護職員との連携の下で介護職員も行うこととします。実施にあたっては「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取り扱いについて」(医政発第 0401 第 17 号H22.04.01)の条件を満たし、利用者・職員ともに安心できる体制作りに施設全体で取り組みます。

## 2. 重度化対応の体制

- (1) 医療との連携体制  
嘱託医を中心、かかりつけ医や協力医療機関等との日常必要な医療連携体制を確保します。
- (2) 看護職員の体制  
当施設では常勤の看護職員を配置し、看護責任者を定めたうえで複数の看護職員を含め利用者の日常的な健康管理に当たっております。  
また、夜間など看護職員の不在時においては、オンコール体制(別紙)により24時間対応可能な体制をとっています。
- (3) 多職種協働によるチームケア体制  
各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

### 3. 重度化対応に関する各職種の役割

(管理者)

- ・ 重度化対応(看取り介護)及び看護・介護職連携による医療的ケアの総括責任

(医師)

- ・ 看取り介護期の診断
- ・ 家族への説明(インフォームドコンセント)
- ・ 緊急時、夜間帯の対応と指示
- ・ 各協力病院との連携、調整
- ・ 定期的なカンファレンスへの参加
- ・ 死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載

(看護職員)

- ・ 医師(嘱託医・かかりつけ医)または協力病院等との連携
- ・ 重度化に伴い起こりうる処置への対応
- ・ 疼痛の緩和
- ・ 緊急時の対応
- ・ 看取り期におけるケア計画作成
- ・ 定期的なカンファレンスへの参加
- ・ 心身の状態および健康管理データ等のチェックと経過の記録
- ・ 嘱託医の指示に基づく医療的ケアの実施

(生活相談員・介護支援専門員)

- ・ 繙続的な家族支援
- ・ 他職種とのチームケアの確立
- ・ 緊急時の対応
- ・ 医療的ケア・看取り介護に関する環境整備

(管理栄養士)

- ・ 利用者の状態と嗜好に応じた食事の提供
- ・ 食事、水分摂取量の把握
- ・ 定期的なカンファレンスへの参加
- ・ 必要に応じて家族への食事提供

(介護職員)

- ・ きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供
- ・ 身体的、精神的緩和ケア
- ・ コミュニケーションを十分にとる
- ・ 心身の状態のチェックと経過の記録
- ・ 定期的なカンファレンスへの参加
- ・ 緊急時の対応
- ・ 嘱託医・看護職員の指示に基づく医療的ケアの実施

#### **4. 看取り介護への対応**

ご本人・ご家族の希望により当施設で看取り介護を行う場合は、その受入の可否を含めて関係全職員で検討し、別に定める「看取りに関する指針」に沿って対応します。

#### **5. 看護職員と介護職員の連携による医療的ケア実施**

対象となる介護職員が行う医療的ケアの範囲は以下のとおりです。(重要事項説明書 P.14- 6 参照)

- ①口腔内(咽頭の手前まで)のたん吸引
- ②胃ろうによる経管栄養(栄養チューブ等の接続・注入開始を除く)

#### **6. 職員に対する教育・研修**

利用者の重度化に対応するための介護の質の向上を目指し、介護技術、専門知識の習得を目的とした教育、研修機関を定めます。

そのため、施設内の研修会開催や外部研修会の積極的参加を推進します。

- ① 重度化に伴うケアの知識と技術
- ② 重度化に伴い起こり得る機能的・精神的变化への対応
- ③ チームケアの充実
- ④ 死生観教育
- ⑤ 看取り介護に関する対応
- ⑥ 重度化対応ケアについての検討会
- ⑦ 医療的ケアに関する知識・技術の習得

#### **7. 入院中における食費・居住費の取り扱い**

当施設で生活されている限りは、サービスの利用料金に変更はないものとする。

ただし、医療機関に入院された場合の食費及び居住費については、別に定める「重要事項説明書」の利用料金の扱いに応じた料金となります。

# 個人情報に関する基本方針

社会福祉法人 愛信会（以下、「法人」という）は、利用者の方々に対する個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの大変な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令その他の関係法令及び厚生省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

## 記

### 1. 個人情報の適切な取得・管理・利用・開示・委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供に当たり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

### 2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底するために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい・滅失またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

### 3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話089-982-7474）までお問い合わせください。

### 4. 苦情の対応

法人は、本人が自己の個人情報に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する基本方針は、当法人の掲示板に掲示するとともに、要望に応じて紙面にて、公表いたします。

社会福祉法人 愛信会  
理事長 柳澤 きく子  
高齢者総合福祉施設 森の園  
施設長 柳澤 勘一郎

# 個人情報の利用目的

社会福祉法人 愛信会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者又はご家族の個人情報の「利用目的」を公表します。

## 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

### 1. 施設内部での利用目的

- ①施設が提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち
  - ・入退所等の管理
  - ・会計、経理
  - ・介護事故、緊急時等の報告
  - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

### 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議）、照会への回答
  - ・その他の業務委託
  - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
  - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託
  - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

### 1. 施設内部での利用に係る利用目的

施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料
- ・施設等において行われる学生等の実習への協力
- ・施設において行われる事例研究等
- ・居室の名札、投薬袋、機関紙や行事等の掲示物など、施設での生活に必要な最小限のもの

### 2. 他の事業所への情報提供に係る利用目的

施設の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人及び利用者の家族の同意を得ることなく、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

社会福祉法人 愛信会  
理事長 柳澤 きく子  
高齢者総合福祉施設 森の園  
施設長 柳澤 勘一郎

# 高齢者総合福祉施設森の園 利用にあたっての契約・同意書

本契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

上記事業所の事業を利用するにあたって、下記のことについて事業者より説明を受け、これに同意します。

- 各事業計画の内容・サービスの概要及び重要事項の説明及び同意
- サービス利用料金（居室、食事にかかる自己負担を含む）等についての説明及び同意
- “重度化した場合（医療的ケアの実施を含む）及び看取りに関する対応について”的説明及び同意
- 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者等関係機関との連携を図るなど、正当な理由がある場合の、ご利用者及び家族等の個人情報を用いることについての説明及び同意

令和 年 月 日

## 契 約 者

(利 用 者) 〈住 所〉 \_\_\_\_\_

〈氏 名〉 \_\_\_\_\_ 

## 身元保証人

(家 族 代 表) 〈住 所〉 \_\_\_\_\_

続柄  
\_\_\_\_\_

〈氏 名〉 \_\_\_\_\_ 

## 身元保証人

〈住 所〉 \_\_\_\_\_

続柄  
\_\_\_\_\_

〈氏 名〉 \_\_\_\_\_ 

事 業 者 伊予市森甲440番地1

社会福祉法人 愛信会

理事長 柳澤きく子



事 業 所 伊予市森甲440番地1 TEL 089-982-7474

特別養護老人ホーム森の園 事業者番号 3871000265

説 明 者 生活相談員 \_\_\_\_\_ 